

強風下等における消防活動等を想定した各種基準等の事例

1	「木造建築物が密集した地域」を危険区域として指定するにあたっての基準（例）	1
2	火災警戒のための広報活動基準（例）	2
3	強風下における火災発生に備えた非常招集基準（例）	3
4	強風下における火災発生に備えた態勢強化及び資機材の準備要領（例）	4
5	気象状況を勘案した火災出動基準（例）	5
6	強風下における消火活動要領（例）	7
7	民間団体との給水活動等関する協定（例）	8
8	災害映像の運用要綱（例）	10
9	災害現場と指令センター間の情報連絡（例）	12
	（参考）火災即報基準の追加について	13

1 「木造建築物が密集した地域」を危険区域として指定するにあたっての基準（例）

○ 地勢

- ・区域の地形、道路及び水利状況などを考慮し指定している。

例 1) 一街区における消防ポンプ自動車進入限界地点から木造密集地域までの距離により指定（ホース 10 本以上、50 m 以上、100 m 以上）

○ 建築事情

- ・建ぺい率、戸数、建築物の構造・密集度などを考慮し指定している。

例 1) 一街区における木造建築物の割合により指定（50～80％）

○ 上記の地勢、建築事情等を複合的に勘案し「消防活動が困難地域」として指定している。

○ 他機関の指標等

- ・「防火地域」、「準防火地域」、「地震時等に著しく危険な密集市街地」、また「工業地域」などを用いて地域を指定している。

○ その他

- ・強風が予想される地域
- ・危険物施設、アーケード商店街、旅館街
- ・延焼拡大の危険性が大きい地域
- ・消防長又は消防署長が定める地域
- ・予想焼失面積により指定（600 m²以上、1,000 m²以上、10,000 m²以上）

※ 糸魚川市は、基準あり。（被災区域は、基準に該当するものではなかった。）

（参考）地域の指定状況

	全国	糸魚川市【被災地区】
防火地域	31,222 ha	—
準防火地域	315,886 ha	市全域で 88 ha【該当】
地震時等に著しく危険な密集市街地（住生活基本計画）	4,435 ha	【非該当】

2 火災警戒のための広報活動基準（例）

【東京消防庁】

- 火災警報発令時
 - （１）車両出向により出火防止の広報活動
 - （２）庁舎屋外掲示板による注意喚起及び吹き流しの掲示

【新潟市消防局】

- １号警備
 - （暴風警報が発表され、市内において平均風速が毎秒１２メートルに達すると見込まれるとき）
 - （１）車両による出火防止の呼びかけ
 - （２）庁舎屋外掲示板による注意喚起

【長岡市消防本部】

- 第１次非常警戒体制
 - （平均風速毎秒１０メートル以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき）
 - （１）火災予防広報及び警報巡視の実施
- 第２次非常警戒体制
 - （平均風速毎秒１５メートル以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき、又は火災警報が発令されたとき）
 - （１）火災警報発令時の火災予防広報及び警戒巡視の実施

※ 糸魚川市は、糸魚川市消防本部火災予防対策に関する内規に規定あり。

- 火災警報発令時
 - （１）消防車両等による火災予防広報
 - （２）安心メールによる市民への注意喚起
 - （３）防災行政無線による市民への注意喚起

3 強風下における火災発生に備えた非常招集基準（例）

【東京消防庁】

基準なし

※ 必要に応じて日勤者を充てることで体制強化を図り、対応している。

【新潟市消防局】

- 1号警備（暴風警報が発表され、市内において平均風速毎秒12mに達すると見込まれるとき）

部隊強化：警防本部職員3名招集、指定職員の自宅待機

消防団は、分団長以上連絡体制の確保

- 2号警備（火災警報が発令された場合）

部隊強化：幹部職員の招集、所要の隊員を招集、指定職員の自宅待機

消防団は、分団長以上自宅待機

【長岡市消防本部】

- 第1次非常警戒体制（平均風速毎秒10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき）

部隊強化：勤務時間外の職員及び分団長以上の団員に第1次非常警戒体制の発令を通知し、所要の隊員を招集

分団毎に車両の担当団員6人を招集し、消防車両1台をもって、警戒

- 第2次非常警戒体制（平均風速毎秒15m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき、又は火災警報が発令されたとき）

部隊強化：全職員を招集し、班及び消防部隊を編成

消防団全車両担当団員を招集し、消防部隊を編成。指定の部隊は警戒

- 第3次非常警戒体制（平均風速毎秒20m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき）

部隊強化：全消防団員を招集、消防団小型ポンプ部隊を編成し警戒勤務

※ 糸魚川市は、糸魚川市消防本部火災予防対策に関する内規により規定あり。

- 火災警報発令時、緊急警戒レベル時（長期間強風が続いている。長期間乾燥状態が続いている。連続して火災が発生または発生するおそれが高い。）

職員の増員を行う。

- 特別警戒レベル（実効湿度が低下する見込み。または、強風が長時間吹く見込み。）

必要に応じて職員の増員を行う。

4 強風下における火災発生に備えた態勢強化及び資機材の準備要領（例）

【東京消防庁】

- 都内において長期間にわたり乾燥注意報が発令される等の異常気象状況下
警防態勢の確保：各種行事・出向等の調整による隊員の確保
緊急時以外の車両出向の中止（警戒を除く。）
署所の構外で実施する訓練等の中止
装備・資機材の点検及び増強
警防対策の確認等

【新潟市消防局】

- 平均風速 8 m以上の風が 1 時間以上／瞬間最大風速 1 5 m超えるとき／異常乾燥時
資機材の準備：6 5 mm ホースの増載

【長岡市消防本部】

- 資機材の準備：積載ホースの増加
大口径ノズルに交換
放水銃を車載
十分な余裕ホースの確保

※ 糸魚川市は、糸魚川市消防本部火災予防対策に関する内規により規定あり。

- 警戒レベル（実効湿度が低下する見込み。または、強風が長時間吹く見込み。）
出動に備えた装備・備品の準備を行う。
- 特別警戒レベル（実効湿度が低下する見込み。または、強風が長時間吹く見込み。）
出動に備えた装備・備品の増強を行う。

5 気象状況を勘案した火災出動基準（例）

【東京消防庁】

出動区分	出動要領	出動隊種別・出動部隊数
第1出動	出火報による	ポンプ小隊等 6～8 隊 はしご小隊 1～2 隊 救急小隊 1 隊 特別救助 隊 1 隊 指揮隊 1 隊
第2出動	1 第2出動指令による 2 出動強化発令時は出火報 による（※）	ポンプ小隊等 6
第3出動	第3出動指令による	ポンプ小隊等 6
第4出動	第4出動指令による	ポンプ小隊等 6

※ 気象状況の悪化（火災警報発令時（※※））や消防水利不能時等は出火報と同時に第2出動

※※ 火災警報発令基準：・平均風速 13m/s 以上の風が吹く見込みのとき
・実効湿度 60%以下、最小湿度 30%以下、平均風速 10m/s 以上の風が吹く見込みのとき など

【新潟市消防局】

出動区分	出動要領	出動隊種別・出動部隊数
第1出動	火災等を覚知したとき	ポンプ小隊等 5 隊 はしご小隊 1～2 隊 救急小隊 1 隊 特別救助 隊 1 隊 指揮隊 1 隊
第2出動	1 火災等が炎上又は拡大し、消防隊等を増強 する必要があるとき 2 平均風速 8 m以上の風が 1 時間以上／瞬 間最大風速 15 m超えるとき／異常乾燥時	ポンプ小隊等 3～4
第3出動	更に消防隊等を増強する必要があるとき	ポンプ小隊等 3
第4出動	同 上	ポンプ小隊等 3

【長岡市消防本部】

出動区分	出動要領	出動隊種別・出動部隊数
第1出動	火災等を覚知したとき	ポンプ小隊等 4～6 隊 はしご小隊 1～2 隊 救急小隊 1 隊 特別救助 隊 1 隊 指揮隊 1 隊
第2出動	1 火災等が炎上又は拡大し、消防隊等を増強 する必要があるとき 2 平均風速毎秒 10 m以上の風が 1 時間以 上連続して吹く見込みのとき	ポンプ小隊等 2～3
第3出動	第2出動後に、所要の部隊を特命出動させるとき	所要の部隊

【長岡市消防団】

出場区分	第1次 非常警戒体制時※	第2次 非常警戒体制時※	第3次 非常警戒体制時※
第1出動 ※※	・地元分団 ・隣接分団	・地元分団 ・隣接分団 ・地元方面隊車両部隊	・地元方面隊 ・隣接方面隊車両部隊
第2出動 ※※	・地元方面隊	・地元方面隊 ・隣接方面隊車両部隊	・隣接方面隊 ・全方面隊車両部隊
第3出動 ※※	・隣接方面隊 (信濃川を挟んで接す る場合は除く。以下 同じ。)	・全方面隊の車両部隊	・全方面隊

※ それぞれ「3 強風下における火災発生に備えた非常招集基準（例）」にある、長岡市消防本部における警戒体制をいう。

※※ 具体的な出動基準はなく、消防本部が状況に応じて判断。

※ 糸魚川市は、基準あり。

出動区分	出動要領	出動隊数
第1出動	火災等の災害の覚知と同時に出動	ポンプ隊等 5 隊
第2出動	1 火災警報又は異常乾燥注意報発令中 2 風速 7 m以上の気象状況下 3 現場指揮者からの出動要請時 4 主要消防対象物及び特殊消防対象物からの出火	ポンプ隊等 4 隊

火災当日は、第1出動で対応した。その後は、編成できた隊から順次出動した。
(非番者等により隊を編成でき次第、順次出動するよう、現場から要請があった。)
(※火災の発生を認知次第、非番・週休者は自動的に参集することになっている。)

6 強風下における消火活動要領（例）

【東京消防庁】

- 活動態勢の早期確立
- 効率的な部隊活動（早期鎮滅、即応態勢の確保）
- 出動部隊の増強
- 風下側一帯の飛火警戒を早期に実施（消防団員等による警戒・住民への広報も考慮）
（飛火火災警戒要領は別に定めている）
- 筒先進入は風横側（風下は、風圧のため注水効果がない）
- 大口径ノズルによる高圧送水
- 風下側延焼建物付近に予備注水（消防団員との積極的な連携）
- ヘルメットの顔面保護板を下げて行動

【新潟市消防局】

- 速やかな増隊要請
- 大口径ノズル（25mm以上）、65mmホースの利用
- 水利統制
- 延焼及び飛び火危険が認められる物件への予備注水
- 防ぎよ線の設定
- 他の消防戦術との損失と効率を比較検討した上での破壊消防の実施

【長岡市消防本部】

- 水道局に対して増水措置を要請する等、水利の確保
- 消防団は管轄区域内の消防水利の確保
- 筒先の進入は、風横側を原則
- 高圧放水

※ 糸魚川市は、要領なし。

7 民間団体との間で給水活動等について協定を締結している例

(1) 消火用水の供給について協定を締結している団体

【神戸市（市長部局）】

- ・締結団体
兵庫県中央生コンクリート共同組合連合会
- ・協定の内容
大規模災害発生時における、消火のための水の供給、飲料水以外の生活用水の確保など

※ 糸魚川市は、協定なし。

今回の火災で協力があつた生コン組合との協定はないが、過去に林野火災時の活動で協力を得た実績があつた。

(2) その他消防活動の協力について協定を締結している消防本部

【千葉市消防局】

- ・締結団体
千葉県解体工業協同組合
- ・協定の内容
消火、人命救助活動等の消防活動に障害となる物件等の除去、危険要因となる物質の排除及び消防活動における安全確保のためのアドバイスなど

【福岡市消防局】

- ・締結団体
一般社団法人福岡県建造物解体工業会
- ・協定の内容
消火、人命救助活動等の消防活動に障害となる物件等の除去、危険要因となる物質の排除及び消防活動における安全確保のためのアドバイスなど

※ 糸魚川市は、地元建設業協会との災害応急対策についての協定あり。

資料 4-16 災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定

(兵庫県中央生コンクリート協同組合連合会)

災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫県中央生コンクリート協同組合連合会（構成員等は別紙のとおり。以下「乙」という。）は、災害時の支援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、神戸市の行政区域及びその周辺で大規模な災害が発生した場合において、災害時における支援の一環として、甲が乙に対し、消火等のために水が緊急に必要な場合に協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請等)

第2条 甲は、災害が発生し、緊急に応急の措置をとる必要が生じたときは、乙に対し、消火のための水の供給、飲料水以外の生活用水の確保、その他必要な業務の協力を要請（以下「要請業務」という。）することができる。

2 乙は、要請業務があったときは、特別な事由がある場合を除き、ただちに甲の指示による応急処置を行うものとする。

(業務報告等)

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

3 乙は、役員及び構成員に変更があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第4条 乙が要請業務に要する費用は、甲が負担する。

(損害の負担)

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲、乙協議してその処理解決にあたるものとする。

(危険回避)

第6条 乙から連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

(支援体制の整備)

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、他の都道府県協同組合等との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては神戸市危機管理室主幹、乙においては兵庫県中央生コンクリート協同組合連合会事務局長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して決めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有する。なお、この協定を解除するときは、解除しようとする日から30日前までに文書で通知しなければならない。

(内容の変更)

第11条 この協定の内容は、甲、乙の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年3月30日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 矢田立郎

乙 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
ハーバーランドダイヤニッセイビル11階
兵庫県中央生コンクリート協同組合連合会
会長 三好康之

8 災害映像の運用事例

【大阪市消防局】

- 大阪府内 9 本部（東大阪市消防局、箕面市消防本部、豊中市消防局、松原市消防本部、八尾市消防本部、吹田市消防本部、摂津市消防本部、池田市消防本部、岸和田市消防本部）において、災害が発生した場合、大阪市消防局の所有するヘリコプターが出動し、映像提供する協定を締結。

《東大阪市消防局における提供された災害映像の運用要綱の例》

「災害時における映像情報の提供に関する協定に基づく災害映像運用要綱」

（平成 27 年 3 月 26 日 東大阪市消防局例規通達第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この例規通達は、災害時における映像情報の提供に関する協定（平成 26 年 10 月 1 日締結）に基づき、災害時における大阪市消防局から提供される高所カメラ情報収集システム、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星画像及び映像伝送装置（以下「大消高所カメラ等」という。）の災害映像の運用について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この例規通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アクセス権限者 コンピュータ、ネットワーク及び情報システムを通じて、データの参照、変更等を行うことができる者をいう。
- (2) アプリケーション パソコン等にインストールされた OS（基本ソフト）上で動作するソフトウェアをいう。
- (3) インストール ソフトウェアをパソコン等に導入し、利用できるように行う作業をいう。

（運用）

第 3 条 警防部通信指令室長（以下「室長」という。）は、東大阪市内又は隣接市における林野火災及び大規模災害発生時に、大阪市消防局警防部司令課指令情報センター（以下「大消指令情報センター」という。）へ、大消高所カメラ等の映像提供を要請し、当該映像を携帯型情報端末（以下「タブレット端末」という。）により受信するものとする。

（災害支援情報）

第 4 条 室長は、前条により災害映像を受信したときは、直ちに災害状況が無線、携帯電話等で出動隊へ送信し、災害支援情報を提供するものとする。

（映像補正等）

第 5 条 室長は、第 2 条により受信した災害現場の映像が不鮮明な場合は、大消指令情報センターへ映像補正、カメラ方向の移動等を依頼することができる。ただし、大消指令情報センターの業務に支障がないときに限る。

（アクセス権限等）

第 6 条 タブレット端末のアクセス権限者は、別表のとおりとする。

- 2 タブレット端末の使用場所は、原則として消防指令センター又は作戦室とする。ただし、消防局長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(映像情報の管理)

第7条 室長は、映像情報の閲覧及び配信、録画、貸与、複製、頒布、放送、インターネット上で
の公開等（以下「二次利用」という。）に際しては、消防緊急情報システムに関するセキュリ
ティ要綱（平成22年東大阪市消防局例規通達第6号）に基づき、適正に管理しなければなら
ない。

2 室長は、大阪市消防局から提供を受けた映像情報のうち、東大阪市管内以外の映像情報につ
いて二次利用をしてはならない。ただし、事前に大阪市消防局と協議を行い、承諾を得た場合はこ
の限りでない。

(タブレット端末の管理)

第8条 タブレット端末を使用する者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 災害映像受信専用端末として使用し、業務に必要なインターネット接続等を行わないこ
と。
- (2) タブレット端末へのアプリケーションのインストール等を行わないこと。
- (3) 無断でタブレット端末を他の機器に接続しないこと。

(その他)

第9条 この例規通達に定めるもののほか、災害映像運用に係る詳細については、別に定める。

附 則

この例規通達は、令達の日から施行する。

別表（第6条第1項関係）

タブレット端末のアクセス権限者一覧表

消防局長
警防部長
警防部次長
警防部警備課長
警防部通信指令室長
警防部警備課員
警防部通信指令室員

※ 糸魚川市は、災害映像の運用に関する取り決めなし。

9 災害現場と指令センター間の情報連絡（例）

【京都市消防局】

(ア)「至急連絡」

【京都市消防局通信運用要領（抜粋）】

(至急通信による呼出し及び応答)

第7条 (略)

2 災害現場通信は、次の各号の一に該当するときは、至急通信により行ふものとする。

- (1) 災害現場が出動指令により示された場所と異なるとき。
- (2) 要救助者を発見したとき、又は要救助者に関する情報を聞知したとき。
- (3) 要救助者又は災害現場活動に従事している消防吏員若しくは消防団員に危険が切迫しているとき、及び当該危険を回避するための支援を要請するとき。
- (4) 死傷者が発生したとき。
- (5) 部隊及び指揮者（以下「部隊等」という。）の増強を要請するとき。
- (6) 部隊等の増強を必要とする災害現場活動の内容及び方面に関する情報を発信するとき。
- (7) 消防装備の搬送及びこれらを操作し、又は取り扱う者の出動を要請するとき。
- (8) 警防調査及び警防指導等に関する要綱（平成10年3月31日付け発消警第22号）第3条第4号に規定する物質その他の災害現場活動に危険を及ぼす物質を発見したとき、又は当該物質に関する情報を聞知したとき。
- (9) その他災害現場活動上緊急を要する事案が発生したとき。

(イ) 至急ではないが、随時連絡する事項

- ・建物の燃焼状況
- ・延焼危険
- ・活動情報の伝達、活動状況の報告
- ・被害状況報告 など

(ウ) 帰署後に報告する事項

【災害現場活動に関する報告要領（抜粋）】

(災害速報)

第2条 最高指揮者は、全ての災害（救急隊のみが災害出動した場合を除く。以下同じ。）について、当該災害の概要等を作成し、局本部長に速報（以下「災害速報」という。）しなければならない。

2 災害速報は、次の表の左欄に掲げる災害活動に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる報告の方法により行うものとする。

災害活動	報告の方法
火 災	(1) 京都市消防局消防業務システムにおける消防救助業務（以下「システム」という。）への入力（災害即報画面及び火災即報画面のみ） (2) 別表に掲げる災害現場活動の記録書（以下「記録書」という。）のうち、災害現場付近図（第7号様式）の送付 (3) 記録書のうち、災害現場活動図（第8号様式）の送付

(略)

3 災害速報は、災害が発生した当務日（午前8時30分から翌日の午前8時30分までの2暦日をいう。以下同じ。）の午前7時30分までに行うものとする。ただし、災害の発生時刻により、これによりがたい場合は、帰隊後速やかに行うものとする。

(参考) 火災即報基準の追加について

一般基準		第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）報告。
① 死者が3人以上生じたもの		
② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの		
③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの		
個別基準		
建物火災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災	平成29年2月7日改正し、当該基準を追加。 各都道府県等に通知済み。
	② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの	
③ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災		
④ 特定違反対象物の火災		
⑤ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災		
⑥ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災		
⑦ 損害額1億円以上と推定される火災		
林野火災	① 焼損面積10ヘクタール以上と推定される火災	
	② 空中消火を要請又は実施した火災	
	③ 住宅等へ延焼するおそれがある火災	
交通機関の火災	① 航空機火災	
	② タンカー火災	
	③ 社会的影響度が高い船舶火災	
	④ トンネル内車両火災	
	⑤ 列車火災	
その他	① 特殊な原因による火災	
	② 特殊な態様の火災	
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③ 特定事業所内の火災（①以外のもの）	
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故 （石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤ 海上、河川への危険物流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故	
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの	
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの	
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故		
社会的影響基準		
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの		